

見附市選挙管理委員会告示第5号

令和7年6月及び令和8年3月の定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和7年3月3日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

登 録 日                      令和7年6月2日及び令和8年3月2日